

平成25年江差町議会第1回定例会 町政執行方針・議案・資料正誤表

1 町政執行方針  
5ページ

誤	正
J R江差線については、利用者が少ないという経営上の問題等から平成26年度末の廃止提案がJ Rから示されました。	J R江差線については、利用者が少ないという経営上の問題等から平成26年度初頭の廃止提案がJ Rから示されました。

14ページ

誤	正
なお、平成25年度から3ヶ年計画で、町営南が丘第3団地の「外壁改修工事」を予定しています。	なお、平成25年度から3ヶ年計画で、町営南が丘第2団地の「外壁改修工事」を予定しています。

2 議案

(1) 江差町医師研究資金貸与条例

13ページ

誤	正
附 則 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。	附 則 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

18ページ

誤	正
(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準) 第3条の1 (略) 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに、 <u>暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当する暴力団員又は暴力団員</u>  と密接な関係を有する者に該当する者があってはならない。	(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準) 第3条の1 (略) 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに、 <u>江差町暴力団排除条例(平成24年江差町条例第18号)第2条第2号及び第3号</u> に該当する暴力団員又は暴力団関係事業者若しくは暴力団員又は暴力団関係事業者と密接な関係を有する者に該当する者があってはならない。

- (3) 江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

95ページ

誤	正
<p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条の1 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち、<u>暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員又は暴力団員</u></p> <p>_____と密接な関係を有する者に該当する者があってはならない。</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条の1 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち、<u>江差町暴力団排除条例（平成24年江差町条例第18号）第2条第2号及び第3号</u> _____に該当する暴力団員又は暴力団関係事業者若しくは暴力団員又は暴力団関係事業者と密接な関係を有する者に該当する者があってはならない。</p>

- (4) 南部松山衛生処理組合理約の変更について

175ページ

誤	正
<p>議案第30号</p> <p>南部松山衛生処理組合理約の変更について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、<u>北海道市町村総合事務組合理約</u>を次のとおり変更するものとする。</p>	<p>議案第30号</p> <p>南部松山衛生処理組合理約の変更について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、<u>南部松山衛生処理組合理約</u>を次のとおり変更するものとする。</p>

### 3 資料

- (1) 江差町医師研究資金貸与条例の概要

30ページ

誤	正
<p>(1) 施行期日 平成<u>24</u>年4月1日</p>	<p>(1) 施行期日 平成<u>25</u>年4月1日</p>

### 4 予算案

平成25年度江差町水道事業会計予算及び予算に関する説明書訂正し差し替え。